

浜松市保健所の使用料及び手数料の減免取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市保健所条例（昭和49年浜松市条例第29号。以下「条例」という。）第5条に規定する使用料及び手数料の減免の取扱いについて必要な事項を定める。

(減免の申請)

第2条 条例第5条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、理由を付して文書により市長に申請しなければならない。

(減免の対象者)

第3条 条例第5条第2号の規定により、使用料及び手数料を減免することができる者は、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準じるものと市長が認めるものとする。

(減免申請に係る添付書類)

第4条 前条に該当する者は、災害など減免を受ける理由の事実を証する書類を添付しなければならない。

2 減免については、必要に応じ再申請することができる。減免を受ける理由が同じ場合は、前項の添付書類を省略することができる。

(減免に係る標準処理期間)

第5条 条例第5条に規定する使用料及び手数料の減免は、即日処理するものとする。

(減免の取り消し)

第6条 市長は、減免を受けた者が虚偽又は不正の行為により減免を受けた場合は、減免を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。